〔ダイジェスト〕

15 常設型サロン(週1回以上) 開設支援助成事業

◆助成交付対象

原則として週 1 回以上開催し、1 回当たり 2 時間以上行うサロンで、次の要件をすべて満たしている事業が、助成金交付対象となります。

- (1) 自主的かつ安全にサロン(居場所)の運営を行うこと
- ② 営利・宗教・政治活動を目的としたものでないこと
- ③ 原則として交付決定日から起算して3年以上継続して同一場所で活動を行う 意思を有すること
- ④ 活動報告書を3年間提出すること
- ⑤ サロンの近隣に居住する高齢者を対象とした活動を行うこと
- ⑥ 1回当たりの参加人数に、高齢者が5名以上含まれていること
- ⑦ 原則としてサロンの継続実施につなげるため、一定の参加者会費等を集めて 運営すること
- 8 申請と実施にあたっては本会地域支え合い推進員及び地域福祉課、各総合福祉 センター地域福祉係と協議しながら進めること

◆助成金額

施設改修や備品購入の費用を下記のとおり助成します。(1サロン1回限り)

区分	対象サロン	上限金額	助成金利用目的	
			施設改修費	消耗器具備品費
新規設置型	新規で立ち上げる	1サロン		
	サロン	20万円以内		
移行型	現在、サロンを開催しており、今後、週1回以上開催する予定のサロン	1 サロン 1 0万円以内	上限金額を全て 充当できる。	上限金額の内 1 つの品物に 充当できるの は5万円まで
支援型	現在、週1回以上開催しているサロン	1 サロン 5万円以内		

◆申請期間

5月1日~6月末日

- ◆問い合わせ
 - · 地域福祉課(0857-24-3180)
 - ・各総合福祉センター地域福祉係